

平成 21 年 4 月 15 日

各位

再生債務者 株式会社 新井組  
代表取締役社長 酒井 松喜  
申立代理人弁護士 荒井 正児  
同 井上 愛朗

再生計画案の可決・認可決定のご報告

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は弊社及びその子会社である株式会社建創（以下「弊社ら」といいます）の事業並びに民事再生の手續に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日平成 21 年 4 月 15 日、東京地方裁判所にて開催された債権者集会において、弊社らが提出いたしました再生計画案につき決議が行われ、賛成多数により可決いたしました。また、同日付で、東京地方裁判所より再生計画の認可決定を受けることができました。

これもひとえに再生債権者の皆様方、お取引先の皆様方のご理解、ご協力の賜物と、心より御礼申し上げます。

今後は再生計画の遂行と事業再生に向けて、全社員一丸となってお一層邁進努力して参る所存でございますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

平成20年（再）第245号 再生手続開始申立事件

決 定

兵庫県西宮市池田町12番20号  
再生債務者 株式会社新井組

主 文

本件再生計画を認可する。

理 由

決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。

平成21年4月15日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 佐 村 浩 之

裁判官 内 田 博 久

裁判官 島 岡 大 雄

これは正本である。

前同日同庁

裁判所書記官 末 木

